

## 第237回埼玉県都市計画審議会

平成31年2月12日午前10時00分開会

場所 浦和ロイヤルパインズホテル

○事務局 定刻になりましたので、ただいまより第237回埼玉県都市計画審議会を開催いたします。

委員の皆様には、お忙しいところ、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。私は、本日司会を務めさせていただきます埼玉県都市整備部都市計画課副課長の石川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、委員の出席状況につきまして御報告申し上げます。現在20名の御出席をいただきまして、2分の1以上の定足数に達しております。よって、本日当審議会は成立しておりますことを御報告申し上げます。

ここで本日の資料の確認をさせていただきます。事前にお送りした資料が配付資料一覧表、委員名簿、議案概要一覧表、議案書、資料1から3、参考資料1から3でございます。加えまして、本日机の上にお配りさせていただきました次第、座席表、配付資料正誤表でございます。

以上でございますが、不足はございませんでしょうか。

ありがとうございます。

なお、本日配付いたしました配付資料正誤表でございますが、事前にお送りした資料1に誤記がございましたので、訂正させていただくものでございます。よろしくお願いいたします。

また、本会議は公開が原則のため、別添の資料、意見書の写しにつきましては、個人情報に関する部分は黒塗りしておりますので、御承知いただきたいと思っております。

それでは、この後は審議会条例第5条第1項の規定により、久保田会長に議長として進行をお願いいたします。

会長、よろしくお願いいたします。

○議長（久保田） おはようございます。お忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。本日も皆様の御協力のもと、審議を慎重かつ効率的に進めていきたいと思っておりますので、御協力をどうぞよろしくお願い申し上げます。

ではまず、会議録の署名委員につきまして、本審議会運営規則第5条第2項の規定によって私から指名させていただくことになっております。本日は、大島委員様と、それから木下委員様をお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

続きまして、本審議会は、埼玉県都市計画審議会の会議の公開に関する取扱要綱に基づいて原則公開となっております。私としましては、本日は非公開とすべき案件はないと思っております。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（久保田） ありがとうございます。それでは、本日の審議会は全て公開で進めさせていただきますと思います。

本日傍聴を御希望の方はいらっしゃいますでしょうか。

○事務局 はい、いらっしゃいます。

○議長（久保田） それでは、傍聴者の入場を許可しますので、よろしくお願ひします。

〔傍聴者入場〕

○議長（久保田） 議事に入ります前に、傍聴の皆様は傍聴上の注意を申し上げます。

先ほど事務局より傍聴要領をお配りしましたが、よくお読みいただいて、遵守いただくようお願いいたします。万一傍聴要領に反する場合には退場していただきますので、御承知のほどをよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、ただいまより第237回埼玉県都市計画審議会の議事に入ります。

本日は、お手元の次第でございますとおり議第5218号など都市計画法にかかわる議案のほか、7議案につきまして御審議をお願いするものでございます。

それではまず、議第5218号「東松山都市計画区域区分の変更について」を議題に供します。

幹事から議案の説明をお願いいたします。

○幹事（都市計画課長） 都市計画課長の山科でございます。恐れ入りますが、着席にて説明させていただきます。

それでは、議第5218号「東松山都市計画区域区分の変更」につきまして御説明いたします。議案書は5ページから11ページでございます。

前方のスクリーンを御覧ください。東松山都市計画区域は、東松山市、嵐山町、滑川町、吉見町の全域から成り、都心からおおむね50km圏に位置しております。本議案は、嵐山町の花見台工業団地拡張地区について、市街化区域に編入するものでございます。

赤で囲まれた花見台工業団地拡張地区は、関越道嵐山小川インターチェンジから東に約1.5kmに位置し、既存の花見台工業団地に隣接する面積約4.6haの地区でございます。本地区は、交通の利便性が高く、産業の立地に適した地区でございます。

地区の状況でございます。本地区は、赤で囲まれた区域でございます。現在は主に山林となっております。このたび埼玉県企業局の公的開発による計画的な市街地整備が確実となったことから、市街化区域に編入するものでございます。

これは、地区全体の土地利用計画図でございます。本地区は、交通の利便性の高さを生かし、工業の土地利用を図る計画でございます。赤線内は、今回市街化区域に編入する部分であり、既に市街化区域となっている部分とあわせて埼玉県企業局が一体的な開発を行い、造成や公園等の都市基盤を整備いたします。

次に、区域区分の計画書でございます。表の下段の備考欄にございますように、今回の地区面積

約4.6haを市街化区域に編入することに伴い、市街化区域の面積が約1,878haから約1,883haとなります。

以上、御説明いたしました変更につきまして、都市計画法の規定に基づき2週間案を縦覧に供しましたところ、4通4名の意見書の提出がございました。意見書の要旨と県の見解は資料1に、意見書の写しは参考資料1にまとめておりますので、前方のスクリーンとあわせて御覧ください。

今回提出された意見につきましては、都市計画の変更にかかわる意見と都市計画にかかわらないと思われる意見に分類し、8つの要旨にまとめさせていただきました。

まず、要旨1でございます。山を崩し、木々を切り尽くせば、自然も水の恵みも二度と戻ることはない。本件山林は、隣接する農地の水源でもある。この都市計画変更案は、緑やそこに生きる命たち、周辺の農業の未来を台なしにするものであるとの意見でございました。要旨1の見解といたしましては、事業の実施に際しては、開発区域内の森林を25%以上配置し、嵐山町が管理する予定でございます。そのほか幅10mの在来種による緩衝緑地帯を配置する予定でございます。また、隣接する農地には花見台工業団地が造成される以前の昭和60年代に整備された農業用パイプラインから農地に水が供給されております。このため、周辺環境に配慮した計画となっており、また隣接する農地への影響はないと考えております。

続きまして、要旨2でございます。本件山林は、オオタカの推定営巣中心域内にある。2カ月間ほどの調査でオオタカは見られなかったことから、開発を進めるものと聞いている。しかし、埼玉県オオタカ等保護指針では、開発行為を進める際には2年間にわたる調査とオオタカ保護対策を実施すること等が定められており、本件構想はこの指針に反していると言うしかない。県指針に基づきオオタカがすめる場所の保全、回復こそ求められるとの意見でございました。要旨2への見解といたしましては、事業の実施に際しては、埼玉県オオタカ等保護指針に基づき平成29年、30年度の2営巣期にわたる調査が嵐山町により実施されております。調査の結果、事業地がオオタカの営巣地から半径1,500m内の高利用域にあり、配慮が必要であることから、同指針に基づく対策が行われる予定となっております。

続きまして、要旨3でございます。嵐山町及び周辺地域では、イノシシや鹿の問題が目立っており、花見台工業団地にもイノシシが時々姿を見せている。イノシシの生息地の一つとなっている本件山林が失われれば、餌を求めて周辺に出てくるイノシシが増え、問題が悪化する。イノシシ等の野生生物、里山の動植物との共存を図らなければならないと考えるが、それについての調査、配慮が不足しているとの意見でございました。要旨3への見解といたしましては、嵐山町ではイノシシのすみかとなっている荒れた竹林などを伐採することでイノシシを山に戻すこと、イノシシの餌となる収穫しない野菜等を適切に処理すること、農作物への被害防止対策として電気柵等を設置するよう農家に周知することなど、人間との共存を図る取り組みを行っているところでございます。

続きまして、要旨4でございます。山林の開発によって得られた利益は、気候変動等による集中

豪雨や地震災害による地盤崩落等が起きた場合、それをカバーして余りあるものになるとは言えない。花見台工業団地拡張に関して、非公開の情報が多く、課題を把握できないため、山の開発に対しての安全確保には問題があると言わざるを得ないとの意見でございました。要旨4への見解といたしましては、工業団地の拡張は災害防止の観点も含めた埼玉県林地開発許可等の技術基準に基づき実施されることとなります。このため、安全確保には問題ないと考えております。

続きまして、要旨5でございます。今後人口減少が続き、工業団地も空き工場が増えていく可能性がある。近未来には廃屋になりかねない工業団地の拡張は、安易に税収の増加を求めるために行うべきではないとの意見でございました。要旨5への見解といたしましては、圏央道の整備により東名高速道路や関越道、東北道、東関東道が結ばれたことで、各高速道路のインターチェンジ周辺等で企業立地のニーズが高まっております。このため、本県では田園都市産業ゾーン基本方針を策定し、高速道路のインターチェンジ周辺等において産業基盤づくりを積極的に進めているところでございます。当地区も、この方針に基づく産業誘導地区として整備されるものでございます。

続きまして、要旨6でございます。平成30年4月17日に閣議決定された環境基本計画では、持続可能な地域づくり～「地域循環共生圏」の創造～という考え方が示され、エネルギー等の資源の投入を可能な限り少なくするなどの効率化を進めるとともに、資源循環を推進し、環境への負荷をできるだけ低減しつつ地域経済循環を促し、地域を活性化させることを目指すとされているが、この趣旨に合わないとの意見でございました。要旨6の見解といたしましては、環境基本計画には環境政策の展開として地域資源を活用した持続可能な地域づくりが掲げられております。本変更案は、地域資源である既存の工業団地を拡張することで既存の都市基盤、産業集積が活用できること、また事業の実施に際しては既存森林をなるべく存置するなど、環境への負荷を低減する取組を行うこととしており、地域循環共生圏の趣旨に反するものではないと考えております。

続きまして、要旨7でございます。埼玉県環境影響評価条例では、面積が20ha以上の工業団地の造成は環境アセスメントを行うことになっているが、本件は面積が9.5haであるため、環境影響評価が行われず、里山に生息している動植物が評価の対象となっていない。既存の工業団地と合わせると広大な広さになるため、開発に当たり環境アセスメントを行うことを要望するとの意見でございました。要旨7の見解といたしましては、造成面積が20ha未満であることから、埼玉県環境影響評価条例に基づく環境アセスメントの対象ではございません。しかし、事業の実施に際しては、環境アセスメントに準じた調査が実施されており、この結果に基づいて計画地及びその周辺の環境負荷の低減を図ることとされております。

なお、意見書のうち都市計画の変更にかかわらないと思われる意見につきましては御覧のとおりでございます。

この都市計画変更案について、東松山都市計画区域を構成する東松山市、嵐山町、滑川町、吉見町に対して意見を照会しましたところ、いずれも賛成との回答をいただいております。

議第5218号の説明は以上でございます。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（久保田） それでは、ただいまの御説明につきまして御質問、御意見がある方は挙手の上、御発言をお願いいたします。

お願いいたします。

○田村委員 ちょっと見解の4出してくれますか。これ私どもに配られている資料と、ここのパワーポイントで出ている資料の文言が違うんですよ。ここ安全確保に問題はないって言い切っていますが、埼玉県林地開発許可等の技術基準に基づき実施することになりますって我々の資料には書いてあるんですね。この開発許可等の基準に基づいたら、全て安全なんだって言い切ることはすごく危ないことだと思いますし、これに基づいてやりますから、御理解くださいというならわかるんですけど、これに基づいたら全部安全ですって言い切っちゃうのは、想定外のことが起きたときに我々責任とれませんので、この記載の仕方はちょっと直してもらえませんか。

○議長（久保田） いかがでしょうか。

○幹事（都市計画課長） 文言を訂正させていただきます。「安全確保に十分配慮して行うことと考えております」という表現に訂正させていただきます。

○議長（久保田） ほかいかがでしょうか。特によろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（久保田） それでは、議第5218号の議案について採決をいたします。

原案のとおり決定するという事で御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（久保田） それでは、御異議ないということで、本案は原案のとおり決定とさせていただきます。ありがとうございました。

続きまして、議第5219号「幸手都市計画区域区分の変更について」を議題に供します。

幹事から議案の説明をお願いいたします。

○幹事（都市計画課長） 続きまして、議第5219号「幸手都市計画区域区分の変更」につきまして御説明いたします。

議案書は13ページから19ページでございます。前方のスクリーンを御覧ください。幸手都市計画区域は、幸手市、宮代町、杉戸町の全域から成り、都心からおおむね50km圏内に位置しております。本議案は、宮代町の宮代和戸横町地区について市街化区域に編入するものでございます。

赤で囲まれた宮代和戸横町地区は、圏央道幸手インターチェンジから西に約5km、東北道久喜インターチェンジから東に3kmに位置する面積約21.5haの地区でございます。本地区は、交通の利便性が高く、産業の立地に適した地区でございます。

地区の状況でございます。本地区は、赤で囲まれた区域でございます。現在は主に農地として利用されております。このたび土地区画整理事業による計画的な市街地整備が確実となったことか

ら、市街化区域に編入するものでございます。

これは、土地利用計画図でございます。本地区は、交通の利便性の高さを生かし、工業の土地利用を図る計画でございます。土地区画整理事業により道路や公園等の都市基盤を整備いたします。

次に、区域区分の計画書でございます。表の下段の備考欄でございますように、今回の地区面積約21.5haを市街化区域に編入することに伴い、市街化区域の面積が1,389haから1,410haとなります。

この都市計画の変更について、2週間案を縦覧に供したところ、意見書の提出はございませんでした。また、幸手都市計画区域を構成する幸手市、宮代町、杉戸町に対して意見を照会しましたところ、いずれも賛成との回答をいただいております。

議第5219号の説明は以上でございます。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（久保田） それでは、御質問、御意見のある方は挙手の上、御発言をお願いいたします。特によろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（久保田） それでは、議第5219号の議案について採決をいたします。

原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（久保田） では、御異議ないということで、本案は原案のとおり決定とさせていただきます。

続きまして、議第5220号及び第5221号の2議案は関連する議案でございますので、一括して議題に供します。

まず、幹事から議案の説明をお願いいたします。

○幹事（都市計画課長） それでは、議第5220号及び5221号、春日部都市計画に関する2議案につきまして、関連がありますので、一括して御説明いたします。

議案書は21ページから39ページでございます。前方のスクリーンを御覧ください。春日部都市計画区域は、春日部市の全域から成り、都心から約35km圏、本県の東部に位置しております。本2議案は、春日部都市計画都市高速鉄道の2路線の決定と道路の1路線の変更でございます。

まず、議第5220号につきましては、東武鉄道伊勢崎線及び東武鉄道野田線の春日部駅付近を高架化することで都市交通の円滑化及び地域の活性化、中心市街地の一体化を図るため、都市高速鉄道として決定するものでございます。

具体的な決定内容について、箇所を拡大して御説明いたします。まず、1号、東武鉄道伊勢崎線についてでございます。東武鉄道伊勢崎線は、黄色で示す路線でございます。都市計画を定める区間は、起点を南側の一ノ割駅付近とし、終点を北側の北春日部駅付近までとする約3,020mでございます。このうち線路の高さが地表からおおむね5m以上の嵩上式の構造となる区間は、約960mでございます。

なお、都市高速鉄道の都市計画を定める区間は、都市施設の完結性を考慮して行うこととされて

おり、原則、高架区間を含む両側の最寄りの駅間としております。

続きまして、2号、東武鉄道野田線についてでございます。東武鉄道野田線は、黄色で示す路線でございます。都市計画を定める区間は、起点を西側の八木崎駅とし、終点を東側の藤の牛島駅付近までとする約3,520mでございます。このうち嵩上式の構造となる区間は、約1,100mでございます。

続きまして、議第5221号につきまして、この鉄道の高架化にあわせて1路線の道路の変更を行うものでございます。変更路線は、3・4・8号袋陣屋線でございます。

本路線は、国道16号との交差部を起点とし、都市計画道路中央通り線との交差部を終点とする延長約1,690m、代表幅員16mの都市計画道路であり、県道さいたま春日部線と一部重複しております。今回変更する箇所は、このうち東武鉄道伊勢崎線及び東武鉄道野田線との交差部付近の延長約500m区間でございます。

具体的な変更内容について、交差部付近を拡大して御説明いたします。現在の都市計画は、鉄道の上を袋陣屋線がまたぐオーバースタック方式となっております。このたび鉄道の高架化に伴い、袋陣屋線を地表式に交差構造を変更するとともに、一部区域の変更を行うものでございます。

以上、御説明いたしました春日部都市計画都市高速鉄道の決定及び道路の変更について、都市計画法の規定に基づき2週間案を縦覧に供しましたところ、都市高速鉄道の決定について2名の方より賛成2通の意見書の提出がございました。意見書の要旨と県の見解は資料2に、意見書の写しは参考資料2にまとめてございますので、前方のスクリーンとあわせて御覧いただきたいと存じます。

要旨1といたしましては、都市の活性化及び渋滞緩和のためとの賛成意見でございました。要旨1への見解といたしましては、本計画は御意見のとおり中心市街地の活性化及び渋滞の緩和に寄与するものと考えております。

要旨2といたしましては、高架化区間を延伸し、東武鉄道野田線は複線化及び川久保地区への新駅設置を図ってほしい。何れにしても、住み良い春日部市のイメージアップが重要で、東部沿線の業務核都市に恥じない春日部市になるためとの賛成意見でございました。要旨2への見解といたしましては、本計画は国、県、市、東武鉄道で調整を重ね、周辺住民への影響、事業期間、事業費、事業効果などを総合的に勘案したものであり、中心市街地の活性化に寄与するものと考えております。

以上が議第5220号「春日部都市計画都市高速鉄道の決定」に関する意見書の要旨と県の見解でございます。

また、春日部市に対して都市高速鉄道の決定及び道路の変更について意見を照会いたしましたところ、いずれも賛成との回答をいただいております。

議第5220号及び5221号の説明は以上でございます。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（久保田） それでは、ただいまの御説明につきまして御質問、御意見はございますでしょうか

か。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（久保田） それでは、ただいまより議第5220号及び第5221号につきまして一括して採決させていただきます。

両議案につきまして原案のとおり決定することで御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（久保田） それでは、御異議ないということで、本案は原案のとおり決定とさせていただきます。

続きまして、議第5222号「草加都市計画道路の変更について」を議題に供します。

幹事から議案の説明をお願いいたします。

○幹事（都市計画課長） それでは、議第5222号「草加都市計画道路の変更について」御説明いたします。

議案書は41ページから51ページでございます。前方のスクリーンを御覧いただきたいと存じます。草加都市計画区域は、草加市、八潮市、三郷市の全域から成り、都心から約20km圏、本県の南東部に位置しております。本議案は、草加都市計画区域内の2路線の変更でございます。

まず、1・3・2号高速外環状道路についてでございます。本路線は、川口市境の草加市原町3丁目を起点とし、東京都境の三郷市高州4丁目を終点とする延長約1万4,960m、代表幅員23mの都市計画道路で、東京外かく環状道路の自動車専用部である東京外環自動車道と重複しております。今回都市計画を変更する区間は、図の中央あたりの赤い丸で示した箇所、東埼玉道路に隣接した箇所に休憩施設を区域に追加するものでございます。また、今回の変更にあわせて、高速外環状道路の車線数を4車線に決定するものでございます。

具体的な変更内容について、変更箇所を拡大して御説明いたします。現在の高速外環状道路は、赤い色の線で示している区域で都市計画決定されております。現在、東京外環自動車道の休憩施設は、和光市に位置する新倉パーキングエリアのみであり、休憩施設が不足している状況でございます。このため、安全かつ円滑な交通環境を向上させる必要があることから、休憩施設及び接続道路を高速外環状道路の区域に追加するものでございます。

次に、1・1・3号東埼玉道路についてでございます。本路線は、東京外かく環状道路と接続する八潮市大字八條字白鳥を起点とし、越谷市境の草加市柿木町字宝を終点とする延長約2,420m、代表幅員50mの都市計画道路でございます。今回都市計画を変更する区間は、図の中央あたりの赤い丸で示した箇所で、接続道路を削除するものでございます。

具体的な変更内容について、変更箇所を拡大して御説明いたします。現在の東埼玉道路は、赤色で示した区域でございまして、本線及び高速外環状道路への接続道路が都市計画決定されております。このたび先ほど御説明いたしました高速外環状道路と休憩施設の接続道路の一部が高速外環状

道路の区域となるため、既決定の東埼玉道路の接続道路と重複することから、黄色で示した東埼玉道路の接続道路の区域を廃止するものでございます。

以上、御説明いたしました草加都市計画道路の変更について、都市計画法の規定に基づき2週間案を縦覧に供しましたところ、賛成7通の意見書の提出がございました。意見書の要旨と県の見解は資料3に、意見書の写しは参考資料3にまとめてございますので、前方のスクリーンとあわせて御覧ください。

要旨といたしましては、いずれも外環八潮パーキングエリアを都市計画決定し、早期の整備に着手してほしいという旨の賛成意見でございました。県の見解といたしましては、(仮称)外環八潮パーキングエリアは、東日本高速道路株式会社が整備する予定となっており、都市計画決定後速やかに着手すると伺っております。

以上が議第5222号「草加都市計画道路の変更」に関する意見書の要旨と県の見解でございます。

また、草加都市計画区域を構成する草加市、八潮市、三郷市に対して意見を照会しましたところ、いずれも賛成との回答をいただいております。

議第5222号の説明は以上でございます。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長(久保田) それでは、ただいまの御説明につきまして御質問、御意見がありましたらお願いいたします。特によろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長(久保田) それでは、議第5222号の議案について採決をいたします。

原案のとおり決定することで御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長(久保田) では、御異議ないということで、本案は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議第5223号「寄居都市計画道路の変更について」を議題に供します。

幹事から議案の説明をお願いいたします。

○幹事(都市計画課長) それでは、議第5223号「寄居都市計画道路の変更について」御説明いたします。

議案書は53ページから61ページでございます。前方のスクリーンを御覧ください。寄居都市計画区域は、寄居町の全域及び深谷市の一部から成り、都心から約70km圏、本県の北西部に位置しております。本議案は、寄居町の1路線の変更でございます。

変更する路線は、3・4・4号本通り線でございます。本路線は、東武東上線玉淀駅付近の寄居町大字寄居字本町を起点とし、寄居町大字寄居字六供を終点とする延長800m、代表幅員16mの都市計画道路であり、県道菅谷寄居線及び県道飯能寄居線と重複しております。

寄居町では、本通り線と交差する六供菅原線について、都市計画道路の検証・見直し指針に基づく検証により一部区間について廃止することといたしました。今回都市計画を変更する区域は、図

の中央あたりの赤い丸で示した箇所で、六供菅原線との交差点形状の見直しにより一部区域を廃止するものでございます。また、今回の変更にあわせて車線の数を2車線に決定いたします。

変更内容について、交差点部を拡大して御説明いたします。寄居町が行う六供菅原線の一部区域の廃止により、交差点の形状が変更となることから、本通り線の一方の隅切り部分を廃止するものでございます。黄色で示した部分が廃止する区域でございます。

以上、御説明いたしました寄居都市計画道路の変更について、都市計画法の規定に基づき2週間案を縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。また、寄居町に対して意見を照会いたしましたところ、賛成との回答をいただいております。

議第5223号の説明は以上でございます。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（久保田） それでは、御質問、御意見ございますでしょうか。よろしいですね。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（久保田） それでは、議第5223号の議案につきまして採決をいたします。

原案のとおり決定することで御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（久保田） では、御異議ないものとして、本案は原案のとおり決定とさせていただきます。

続きまして、議第5224号「川口都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」を議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

○幹事（川口市都市計画部次長兼建築安全課長） 川口市建築安全課長、西尾と申します。どうぞよろしく願いいたします。着座にて説明をさせていただきます。

議第5224号「川口都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」御説明いたします。議案書は63ページから69ページでございます。前方のスクリーンを御覧ください。初めに、産業廃棄物処理施設の設置に関する建築基準法の取り扱いについて御説明いたします。建築基準法第51条の規定により、都市計画区域内において一定規模以上の廃棄物の処理施設等の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ建築ができません。ただし、特定行政庁が都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合は、建築が可能となります。今回の議案は、特定行政庁である川口市域での計画であるため、川口市から本審議会に付議するものでございます。

続きまして、敷地の位置について御説明いたします。敷地の位置は、赤く縁取った川口都市計画区域内にございます。川口市は、県の南部に位置しており、都心からおおむね10から20km以内の距離にございます。

続きまして、敷地周辺について御説明いたします。敷地は、画面右下の赤く塗った場所でございます。所在地は、川口市領家5丁目5000番地13、市街化区域内にあり、用途地域は工業地域でござ

います。高速葛飾川口線東領家ランプから約0.7km、J R 川口駅から東南東に約3kmに位置しております。

続きまして、今回の計画の概要について御説明いたします。本計画は、産業廃棄物処理施設の新設でございます。処理対象とする廃棄物は、建設業から排出される木くずや市内の造園業者から排出される剪定枝でございます。新設する施設として、木くずの破碎施設を2基設置いたします。それぞれの処理能力は表記のとおりとなっております。

続きまして、施設の配置について御説明いたします。赤く囲まれている部分が敷地の位置で、敷地面積は3,520.11㎡でございます。青く塗った部分が新築する建築物でございます。また、黄色で塗った部分が新設する破碎施設となっております。破碎機にて木くずをチップ化し、燃料として大手製紙工場等におさめるリサイクル施設となっております。また、車両の出入り口は、画面左下、川口市道幹線第11号線に接続しています。道路上に車両が待機することがないように施設内には十分な車両の待機スペースを設けております。

次に、車両の搬出入の経路について御説明いたします。搬出入は、赤色で示した川口市道幹線第11号線から図の中央付近を南北に貫く県道東京川口線を経由し、北方向へは国道122号、南方向へは高速葛飾川口線や環状7号線などを利用し、搬出入を行う予定としております。

なお、全ての道路の幅員は10m以上確保されており、一部通学路と重複する区間は歩車道分離となっております。

以上が川口都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置についての概要でございます。

なお、敷地の南東側に東京都足立区が隣接しており、当該施設の敷地の位置について足立区へ意見照会したところ、都市計画上支障ない旨の回答を得ております。また、周辺住民に対し説明会等を行ったところ、反対等の意見はありませんでした。当該計画について平成30年11月に川口市都市計画審議会に諮問したところ、都市計画上支障ない旨の答申をいただいております。

議第5224号の説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（久保田） それでは、御質問、御意見がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（久保田） それでは、議第5224号につきまして採決をいたします。

本案について都市計画上支障がないと認めることに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（久保田） 御異議ないということで、本案は都市計画上支障がないと認めることといたします。

以上をもちまして本日の議事は全て終了いたしました。御協力ありがとうございました。

それでは、傍聴の方に申し上げます。事務局の指示に従いまして御退席をお願いいたします。

〔傍聴者退場〕

○議長（久保田） それでは、ここで議長の任を解かせていただきまして、事務局にお返しいたします。ありがとうございました。

○事務局 久保田会長、議事進行ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましては御審議いただきまして、誠にありがとうございました。

ここで、今回は今年度最後の都市計画審議会となりますので、野川都市整備部長より御挨拶申し上げます。

○幹事（都市整備部長） 都市整備部長の野川でございます。今年度最後の都市計画審議会でございますので、一言お礼を申し上げたいと思います。

本日は、大変御多用の中、またお寒い中、第237回の都市計画審議会御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。本日の審議会を含めまして、今年度3回、合計18件の議案を御審議いただきました。委員の皆様には熱心な御審議をいただきまして、誠にありがとうございます。おかげをもちまして、県内各地域において都市計画事業など、円滑に進めさせていただいているところでございます。引き続き県といたしましては、人口減少や超高齢化、少子化の対応など、時代の要請に応じました都市計画行政を適切に進めてまいるところでございます。委員の皆様方には今後とも、御指導、御支援を賜りますようお願い申し上げます、私の御挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

○事務局 ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして第237回埼玉県都市計画審議会を閉会といたします。

本日はどうもありがとうございました。

午前10時45分 閉 会